

加積地域振興会イメージキャラクター
「かぶりん」着ぐるみ貸出し規定施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加積地域振興会（以下「本会」という。）が定めたイメージキャラクター「かぶりん」の着ぐるみの貸出し料に関して必要な事項を定めるものとする。

(貸出し料)

第2条 本会イメージキャラクター「かぶりん」着ぐるみ貸出し規定により貸出し許可を受けた者のうち、第5条ただし書きに該当する場合は、次により貸出し料を納めなければならない

1日につき 3体 2,000円

かぶりん	1,000円
りんちゃん	500円
かづくん	500円

2. 前項の貸出し料は、現金で本会に納めること。

3. 貸出し料は前納とする。ただし、加積地域振興会長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(貸出し料の還付)

第3条 既に納入された貸出し料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出し料の全部または、一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) 利用の取り消しを申し出たとき

附則

この要綱は平成25年 5月23日から施行する。